

【1980年1月26日】農業者年金基金法の一部改正について（諮問書、要綱）

社会保障制度審議会

社会保障制度審議会

会長 大河内 一男 殿

厚生大臣 野呂 恭一
農林水産大臣 武藤 嘉文

農業者年金基金法の一部改正について

農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の一部を別添要綱のとおり改正することについて、社会保障制度審議会設置法（昭和23年法律第266号）第2条第2項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

農業者年金基金法一部改正案要綱

第一 年金給付の額の改定

拠出制国民年金等の給付改善を勘案し、昭和五十五年度における国民年金の老齢年金額の改定時期（五十五年七月予定）にあわせて、農業者年金の年金給付の額の引上げ（昭和五十四年度の消費者物価の上昇に見合う引上げ）を行うこと。

第二 離農給付金支給業務の改正

農業者年金基金の行う離農給付金の支給業務は、昭和五十五年五月で期限が到来するため、実施期間を十年間延長する等の措置を論ずること。